

一坂町県道推進室からのお知らせ

# 県道だより

第3号 発行：平成15年12月1日

〒731-4393 広島県安芸郡坂町  
平成ヶ浜一丁目1番1号  
坂町県道推進室

TEL (082) - 820 - 1536

FAX (082) - 820 - 1523

E-mail: sanken@town.saka.hiroshima.jp

県道坂小屋浦線の現在の状況は、平成14年度から地形測量を継続的に行っておりますが、計画区域内で一部調査ができていません。

広島県と町は、道路計画を具体的に関係者の方にお示しするためには、基礎図面となる詳細な地形測量を行う必要があるため、引続き関係者の方の理解を得る努力をしております。

県道整備は、坂6地区から発生する車輛と歩行者・自転車など道路における、それぞれの安全を確保する計画としており、坂地区の骨格となる道路です。

## 『人と暮らしを支える道をめざして』道路の原点、道の活力

道路の使命は、日々の暮らしや産業を支え社会の活力を高めることであり、生活の質の向上、安全性の確保などを実現するために、県道坂小屋浦線及びまちづく総合支援事業による道路等都市基盤施設の整備は必要と考えています。

**暮らし** ～生活の質の向上：自動車の利用だけでなく、歩行者や自転車の利用者、沿道住民を含め、より多くの人々が満足でき沿道空間と一体となった交通弱者に優しいみちづくり、より質の高い生活環境を創出。

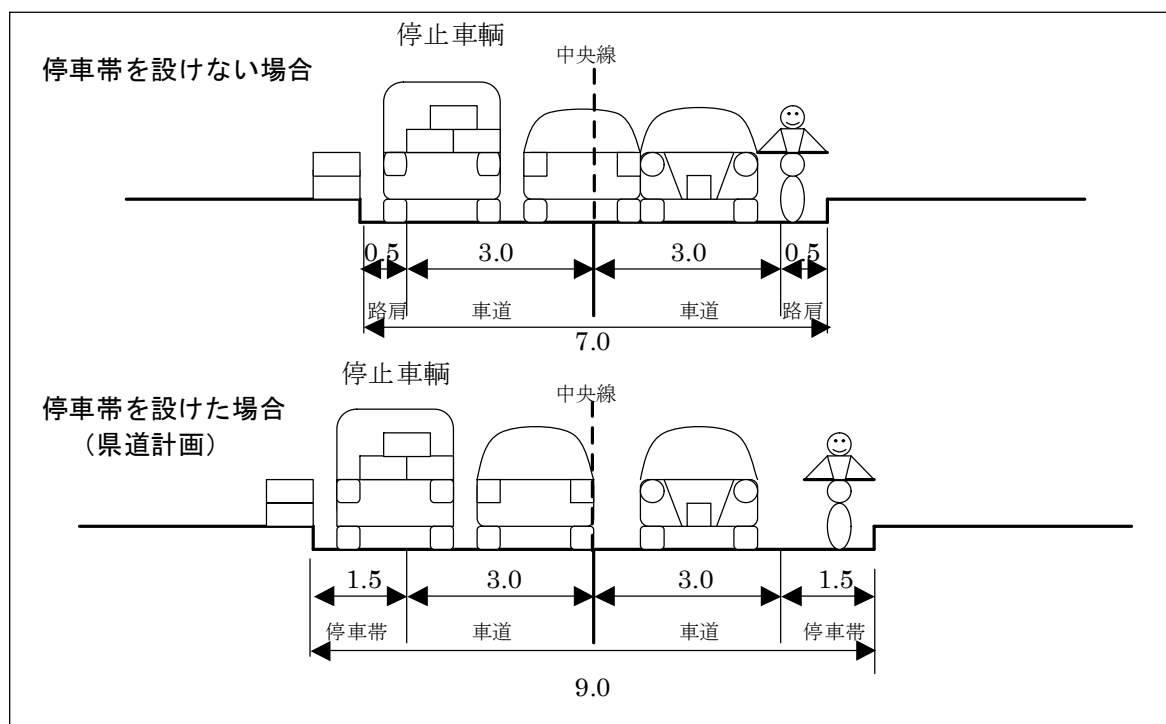
**安全** ～安全で安心できる暮らしの確保：道路交通の安全をとりまく環境、防災や危機管理など、事故対策、災害時におけるライフラインの確保や緊急時の円滑な搬送による、安全で安心できる暮らしの実現。

**活力** ～地域内の活力の回復：道路の機能を最大限に発揮させることで、地域の活力を向上させ、活気のある社会の実現。

今回は、車道と歩道の安全な道路幅員の考え方についてお知らせします。

## 停車帯の設置

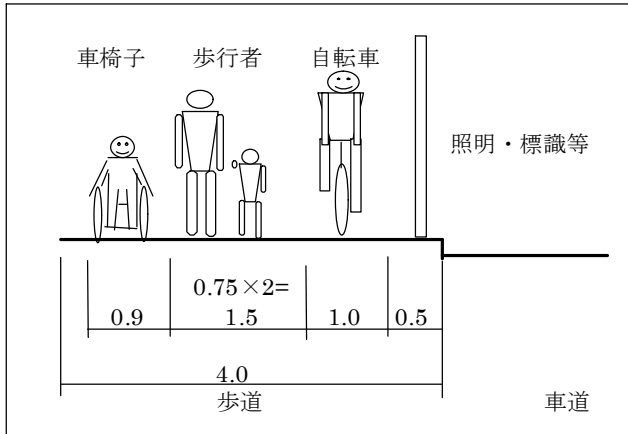
保健センター付近から上流の道路には車道の横に、停車帯1.5mを設置しております。これは、道路に面した沿道の利用において、マイカーや宅配業者などの荷物の積降、タクシー、救急車など、車が一時停車しても後続車が反対車線にはみださないため、安全が図れると共にミニバイクが通行できるスペースにもなり車輛の事故防止のため、安全性がより向上されます。



## 安全な歩道

歩道は、両側に設置し片側4mとしております。4mの幅員は歩行者、自転車、高齢者の電動車椅子など、すれ違う場合に安心して通行できる幅を確保しており、バリアフリーに配慮された、歩行者や自転車などが車の通行に影響されない、安全な空間が確保できます。

また、交差点など主要な場所に横断歩道を設置し、歩行者と運転手が交通ルールを守ること、より安全な道路環境が確保できます。



歩道内を安全に通行するために、車椅子 0.9m、自転車 1.0m、歩行者 0.75mの巾の確保と車道側への照明、規制標識、安全施設や沿道の緑化のための植樹帯の用地などを考慮して、歩道を4.0m確保しています。

## 質問コーナー

(Q) 行政は、坂地区のまちづくりをどう考えているのか。

(A) 県道計画に伴いこれまで、「県道だけつくっても地域内道路が狭いのでは効果がない。」などのご意見については、平成13年11月坂町広報による『県道坂小屋浦線を骨格としたまちづくり』や前回の県道だよりでお知らせしておりますが、基本的な方針についてお答えします。

生活道路については、これまで坂地区の市街地が形成された経緯等からは、県道整備に併せて、全ての宅地へ車が進入できるように整備することは困難なため、地域のコミュニケーションを

維持しつつ、各地域内の車の通行が多く離合などが困難な道路へ、離合箇所設置や一方通行等交通規制による円滑な通行の確保及び主な道路の行き止まり解消など生活道路の整備を推進します。

道路以外では、総頭川等の水辺空間の整備やミニ公園など生活空間の整備を計画しております。

また、県道及びまちづくり総合支援事業の導入による都市基盤の整備後は、市街地の骨格となる道路が形成され、防災、環境、交通安全、高齢者対策などの環境の改善が図られるとともに、地区ごとのまちづくりなどが実施できる都市環境が整い、住民一人一人がいきがいを味わえる生活空間を形成していくため、住民がまちづくりに主体的に参画し行政、住民、民間業者、さらには専門家が一体となり協働して創意と工夫を生かした、まちづくりに取り組むことが、今後の坂地区に必要と考えております。

